

附帯事業損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
(何) 業				
計				

(記載上の注意)

- 1 電気通信事業以外の事業について、損益計算書上「附帯事業収益」又は「附帯事業費用」等の科目を用いて一括して記載した場合は、その内訳について、各事業の性格を示す適当な名称を付して記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

その他重要事項明細表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分		金 額	摘 要
取締役、会計参与、監査役又は執行役に支払った報酬額	取 締 役		
	会 計 参 与		
	監 査 役		
	執 行 役		
	計		
区 分	氏 名	兼務会社名及び役職名	摘 要
取締役、監査役又は執行役の重要な兼職の状況	取 締 役		
	監 査 役		
執 行 役			
区 分		摘 要	
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載を補足する重要な事項			

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる事項については、会社法第 435 条第 2 項の規定に基づき作成する附属明細書には記載を要しない。なお、第 17 条の規定に基づき提出する附属明細書には会社法第 435 条第 2 項に規定する事業報告に記載した該当事項を記載すること。
 - (1) 当該事業年度に係る取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額）
 - (2) 当該事業年度に係る当該事業者の取締役、監査役又は執行役の重要な兼職の状況
- 2 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。